

# 建設業の許可を受け、かつ、営業用 大型ダンプ車両をお持ちの事業者の皆様へ

平成29年12月26日付けで経営事項審査における審査項目が改正され、建設業の許可を受けている事業者が保有する「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」による届出を行っている営業用の大型自動車のうち、主として建設業の用途に使用する車両が、平成30年4月1日から経営事項審査の評価対象とされることになりましたが、対象車両については、車検証備考欄の表示番号の後に（建）と記載されていることが必要となります。（※車体には表示番号のみを表示し、「（建）」を表示する必要はありません。）

車検証への記載が必要な事業者の皆様におかれましては、各運輸支局等（自動車検査登録事務所、神戸運輸監理部兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）に申請・届出が必要になります。

ご不明な点等については各運輸支局等にお問合せ下さい。

なお、手続き別の必要書類及び取扱いは、以下のとおりです。

## ○新たに表示番号の申請を行う場合

必要書類・・・表示番号指定申請用紙（甲）及び（乙）（（乙）は車両毎）、  
建設業許可証の写し

取扱い・・・表示番号はマル営表記、営業用ダンプ車の車検証備考欄に（建）表記。

## ○現に使用している営業用ダンプ車に「（建）」を追記する場合

必要書類・・・申請事項変更届出書（甲）及び（乙）（（乙）は車両毎）、車検証、  
建設業許可証の写し

取扱い・・・表示番号の変更は行わず、当該ダンプ車の車検証備考欄に手書きで（建）表記、  
及び運輸支局等名小印を押印。（次の継続検査で、手書きから印字になります。）

## ○営業用ダンプ車を建設業用に使用しなくなった（営業用ダンプ車の「（建）」を消す）場合

必要書類・・・表示番号指定申請用紙（甲）及び（乙）（（乙）は車両毎）

取扱い・・・表示番号はマル営表記、営業用ダンプ車の車検証備考欄の（建）を二重線で消去し、運輸支局等名小印を押印。（次の継続検査で、（建）が車検証に印字されなくなります。）